

教育大綱について

1. 関係法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

【参考】教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 大綱に関する文部科学省の考え方

※平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長通知より

(1) 大綱の定義

- ・大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ・大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- ・大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものである。

(2) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

3. 本市の教育大綱と教育振興基本計画の策定状況

	教育大綱	教育振興基本計画
名 称	石狩市教育大綱	石狩市教育プラン
策定年月	令和 2 年 2 月	令和 2 年 3 月
計画期間	令和 2 年 2 月 4 日～	令和 2 年度～令和 6 年度
参 考	前大綱 H27. 12. 15 総合教育会議決定 期間：H27年度～H30年度	前計画 基本構想 H22年度～H31年度 基本計画（前期）：H22 年度～H26 年度 （後期）：H27 年度～H31 年度

※参考※

(国) 教育振興基本計画 第 3 期 平成30年 6 月 15 日決定 平成30年度～令和 4 年度
第 4 期 令和 5 年 6 月 16 日決定 令和 5 年度～令和 9 年度

(道) 北海道教育大綱 令和 2 年 3 月策定 令和 2 年 4 月施行
北海道教育推進計画 平成30年 3 月決定 平成30年度～令和 4 年度
令和 5 年 3 月決定 令和 5 年度～令和 9 年度